

二、争議發生日時 昭和九年八月五日

三、事業主側

名 稱 錦糸館（活動常設）

主 小林喜三郎

資本金 二萬五千圓

企業系統 無し

使用労働者 一九（男一四 女五）

四、労働者側

争議参加者 一六（男一ニ 女四）

應援労働組合 全関東映画演劇従業員組合

争議参加者中組合加盟者 一四（男一ニ 女二）

五、争議發生原因

小林喜三郎ヨリ現経営者 横田藤之助カ委託ヲ受テ経営
中横田ニ於テ其ノ経営ヲ辞退セルニ依リ後継者トシテ矢

尚越ラシテ経営セシメントセルニ對シ従業員ヨリ之レニ
反對シ契約解除ヲ歎願ヲ為シタルモ何等肯セザルニ依リ
罷業ニ入ル

六、交渉經過

八月五日午前八時従業員代表並ニ組合代表 牧山秀幸外
十名ハ小林喜三郎ヲ訪問後継者ニ對スル契約解除方ヲ歎
願セルニ今日午後十時何等ノ回答ヲ為ス旨ヲ為シ一應
従業員代表ハ引揚ゲタリ、其後事業主側ニ於テハ對策協
議纏ラス 約束ノ時間ニ何等ノ回答ヲ與ヘサリシ爲メ從
業員側ニ於テハ誠意ナシト認メ今日罷業ニ入ル
翌六日午後三時錦糸館ニ於テ

館主側 小林代理 首島辰次郎

全労連側 山本甚太郎

全労連側 山本甚太郎